

芝山町学童クラブ運営事業者選定プロポーザル審査基準表

評価項目		評価内容	配点
1	業務実績評価 一次審査	令和7年10月1日時点で、千葉県、東京都、埼玉県及び茨城県において地方公共団体の発注する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務の受注実績に対する配点	10
2	見積額に関する評価 二次審査	見積金額に対する配点	10
3	運営方針や業務内容に対する評価 二次審査	①学童クラブの運営方針 ②児童の発達への理解 ③日常保育 ④障害のある児童への対応 ⑤いじめ対策 ⑥健康管理 ⑦事故・急病時の対応 ⑧防犯・防災に対する対応 ⑨町との連絡体制について ⑩苦情対応 ⑪職員採用 ⑫職員の育成・教育 ※一部項目について傾斜配点となっています。	70
4	質疑応答に対する評価 二次審査	質疑応答に対する配点	10
		合計	100